

もう一度聞きたい！ ～マイナンバー制度の概要と対応～について

第19回「企業セミナー」は、今話題のマイナンバーについて11月11日(水)満員御礼のなか開催されました。

10月からスタートしている「マイナンバー制度」ですので、既にご自宅へ番号通知が届いている方もいらっしゃるかと思います。

最近ではたくさんの書籍も発行され、我々の日常でも関心が高まってきております。

とりわけ企業の担当者の皆さまにとっては、「制度の全体像の把握」から「高い機密性が求められる取扱い」などなど、悩ましい制度なのかもしれません。

そんな「マイナンバー」ですが、制度開始となる2016年1月を間近に控え、今回のセミナーは募集開始直後から応募者が殺到し、おかげさまで大盛況の開催となりました。

今回のセミナーにご参加いただけなかった方もいらっしゃると思いますので、セミナーの内容を簡単にご紹介させていただきます。



今回の講師は、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社主任コンサルタント 西出三輝氏をお迎えし『もう一度聞きたい！「実務者向けマイナンバー体制構築」～難しくしないシンプル構造の体制づくりとは～』というテーマで、制度の概要や実務対策のポイントについて、お話をいただきました。

◇マイナンバー制度についてのおさらい

マイナンバーに関連する法令は「番号法」となり、これまでの個人情報保護法と異なります。

いきなり法律の話となりましたが、誰にとっても分かりやすい内容で一同安心しました。

ここでは取得・利用・保管・廃棄までの取扱義務や法令に違反した場合の罰則など、要点がすっきり整理されていて、セミナーに参加された方はモヤモヤしていたものがすっきりしたのではないのでしょうか。

ポイントは、マイナンバーは「1件」でも持っていれば法令順守の対象事業者となります！

◇番号法で求められる活動のポイントについて

マイナンバーの利用や安全管理措置として、取扱う人、装置、エリアなどを明確にする必要が求められますが、現実的に難しい企業様もいらっしゃるかと思います。(過去には「マイナンバー部屋を作らなくてはいけないね」

なんてお話されていた企業様もいらっしゃいました。) セミナーでは活動のポイントについて、そんなお悩みを解決するヒントが散りばめられており、参加された方々の資料は沢山のメモで埋め尽くされていました。



◇ここが大切な、マイナンバー制度への対応に向けた体制構築について

通常ですと、各業務プロセスをフロー化して…その中でマイナンバーに関わる作業業務を特定し、対策を…という、気の遠くなるような作業を想像しがちです。

ただ、目的は業務フローの作成ではなくマイナンバーの影響を受ける範囲を特定し対策を取ることですので、その近道となる分析方法をとってわかりやすくご紹介いただきました。

ポイントは、まずは取扱いプロセスから関連する帳票などをリストアップしていくこと。

◇プラス・ワンのヒント

マイナンバーの取扱いについて様々な制限があることは、皆さまご存知のことかと思えます。

しかしそのルールについては、総務・人事など一部の人だけでなく多くの従業員にも基本的な取扱ルールの周知が必要なことはあまり知られていません。

例えばこのようなケース…

ある企業(小売店など)でポイントカードを作成する際に、身分証明書としてマイナンバーカードを両面コピーした。

→レジなどのカウンターで起りそうな場面です。身分証明書としてマイナンバーカードの「オモテ面」をコピーすることは問題無いのですが、「ウラ面」には12ケタのマイナンバーが記載されていますので、法令違反となってしまいます。

たったこれだけで問題になってしまうマイナンバー、十分な配慮が必要です。

今回のセミナーでは、講師の話はとても分かりやすく、途中笑いあり、あっという間の2時間となりました。

ご紹介させていただきたい内容がまだまだ沢山あるのですが、スペースの都合もあり今回はこの辺りでお仕舞いにさせていただきます。

次回の藤田組企業セミナーは来年(平成28年)7月に予定しております。

引き続き、皆さまのお役立ちとなるようなテーマにて開催いたしますので、ぜひともご参加くださいますようお願い致します。お待ちしております！

(井上 雅人)